

保護者 様

稲城市立稲城第一小学校長

インフルエンザによる出席停止の連絡

インフルエンザは、学校保健安全法第19条の規定により、他の児童に感染するおそれのある期間は、登校できません。インフルエンザと診断された場合は、医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで、登校を見合わせていただきますので、ご了承ください。登校可能日は病院受診時に医師に相談・確認してください。出席停止の期間の基準は学校保健安全法施行規則で定められています。（出席停止期間は、欠席扱いではありません。）

登校する際は、保護者が下記の再登校届に必要な事項をご記入の上、お子様に持たせて学校に提出してください。発熱外来等のひっ迫を回避するため、当面の間、医療機関の証明は不要とさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の感染症は、医療機関の証明が必要です。（別の用紙です。）

インフルエンザの出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ、登校できません。

例えば、11月12日に発症、11月16日に解熱の場合は、11月19日が登校可能日です。（発症した日の翌日、解熱した日の翌日をそれぞれ1日目と数えます。）

インフルエンザにかかる登校届

稲城市立稲城第一小学校長 宛

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

児童・生徒氏名 年 組 番

「インフルエンザ」と診断を受けました。経過は下記のとおりです。

※発症後5日を経過した日：発症日の翌日を1日目と数えます。（※発症日とは医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃程度の発熱等）が始まった日です。発症日がいつなのかを医療機関に相談・確認してください。）

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月日 (曜日)	()	()	()	()	()	()	() ^①

↑発症後5日を経過した日

※解熱後2日を経過した日：解熱した日の翌日を1日目と数えます。

	解熱日	1日目 (平熱)	2日目 (平熱)	3日目 (平熱)
月日 (曜日)	()	()	()	() ^②

↑解熱後2日を経過した日

登校可能日 ①と②のうち、後の日付
月 日

診察を受けた日 令和 年 月 日

診察を受けた医療機関等名

このため、出席を停止していましたが、登校できるようになりましたので、 月 日 から登校します。